

平成30年度

与謝野町財政健全化審査
及び水道事業会計経営健全化審査意見書

与謝野町監査委員

平成30年度 与謝野町財政健全化審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果は次のとおりである。

2 審査の実施日

令和元年8月9日

3 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	平成30年度	平成29年度	早期健全化 基準	財政再生 基準	備考 (当町の比率)
①実質赤字比率	— %	— %	13.90 %	20.00 %	—0.23 %
②連結実質赤字比率	—	—	18.90	30.00	—14.19
③実質公債費比率	15.8	14.9	25.0	35.0	
④将来負担比率	110.6	105.5	350.0		

(2) 個別意見

- ① 実質赤字比率は-0.23%である。0%以下になることから、早期健全化基準を下回っている。
- ② 連結実質赤字比率は-14.19%である。0%以下になることから、早期健全化基準を下回っている。
- ③ 実質公債費比率は15.8%で、前年度から0.9ポイント上がった。早期健全化基準の25.0%を下回っている。しかしながら、3カ年平均を算出する際に使用する平成28年度数値〔14.0%〕が来年度は置き換わることとなり、16%後半となることが推測される。したがって、3カ年平均も16%後半となる可能性があり、地方債発行について知事の許可が必要となる基準18.0%に近くなる。加えて、次年度以降も普通交付税の逡減措置が続くとともに、広域ごみ処理施設等の公債費増加要因もあり比率の悪化に繋がることに留意が必要である。なお、平成29年度決算統計でみると府内市町村の中では、ワースト3である。〔府内平均8.0%〕

④ 将来負担比率は 110.6%で早期健全化基準の 350.0%を大幅に下回っている。前年度から 5.1 ポイント増加している。

なお、平成 29 年度決算統計で見ると、府内市町村の中では、ワースト 9 に位置する。〔府内平均 62.5%〕

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成30年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果は次のとおりである。

2 審査の実施日

令和元年8月8日

3 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準	備考 (当町の比率)
資金不足比率	— %	— %	20.0 %	—235.4 %

(2) 個別意見

実質的な資金不足は無く、資金不足比率も0%以下になることから、経営健全化比率20%を下回り良好である。なお、水道事業の財務の短期流動性を示す流動比率は100%以上が健全とされるが、229.7%（前年度292.0%）であり、短期流動性は確保している。また、現金預金の期末残高1,085,527千円を有しており、資金不足は発生せず、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

